

「2010年までの多年度作業計画に関する CBD 会期間会合」出席報告

2003年3月17日から20日まで、カナダ・モントリオールにおいて「2010年までの多年度作業計画に関する CBD 会期間会合」が開催され、本会合の作業部会 I (ABS に関する国際的制度) の議論に参加した。以下にその報告をする。

1. 決定事項

ボン・ガイドラインの利用において得られた経験に関する情報を、事務局長 (Executive Secretary) に提出する。

締約国等は、ABS の国際的制度のプロセス、性格、範囲、要素、態様に関する見解を、ABS に関する Ad Hoc Open-ended WG 第 2 回会合 (2003 年 12 月) の前に、事務局長に提出する。

締約国は、提出された見解を編纂することを事務局長に要請する。

締約国は、12 月の Ad Hoc 会合において、国際的制度 (International Regime) のプロセス、性格、範囲、要素、態様を検討し、COP7 (2004 年春開催予定) に対して今後の進め方をアドバイスすることを提言する。

COP7 の会合で、本問題に関して今後の対応を検討する。

2. 会合内容

- 国際的制度に関して、途上国側 (特に、メガダイバースカントリーズ¹とアフリカングループ) は、法的拘束力がある制度 (議定書) の早急な策定を強く主張した。
- 一方、先進国側 (特に、EU、日本、オーストラリア、カナダ、スイス、ノルウェー) 及びジャマイカは、ボン・ガイドラインをまず経験し、その経験を踏まえて今後の対応を考えるべきであると主張した。
- 先進国側は、COP7 迄はボン・ガイドラインの実施のみを追求し、国際的制度はそれ以降に検討を開始すべきである主張した。
- しかし、途上国側の強い主張により 2003 年 12 月の Ad Hoc 会合において、国際的制度の議論を開始し、その結果を COP7 に助言することに先進国が合意した。
したがって、国際的制度に関する議論は 12 月に開始されることになった。

¹ メガ多様性同土国家グループ。2002 年 2 月 18 日、メキシコのカンクンにて生物多様性国の環境大臣が “Likeminded mega-diverse countries group” を結成し、生物多様性の原産国の正当な利益を守るには現在の国際条約等では限界があることを懸念し、共通の利益を振興する協調メカニズムとして、国際会議で共同戦線をはり、生物多様性の利用から生ずる利益を公平に分配することを有効に守るための国際的制度 (International regime) の設置を目指した事業等を推進することを合意した旨を宣言した「カンクン宣言 (Cancun Declaration)」を取りまとめ、毎年閣僚及び専門家レベルの会合を開催することを決めた。メガ多様性同土国家グループは 15 カ国 (ブラジル、中国、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、インド、インドネシア、ケニア、メキシコ、ペルー、南アフリカ、ベネズエラ、マレーシア、ボリビア、フィリピン) で構成される。